時事新報定價及廣告料

時事新報は毎號十面乃至十六面にして其代價左の如し

時事新報定價（[illegible]の外大祭、祝日、年始[illegible]休刊せず）

一部	一箇月	三箇月	六箇月	一箇年
金[illegible]錢五厘	金五拾錢	金壹圓[illegible]	金貳圓八拾五錢	金五圓六拾錢

時事新報遞送料（一箇月分）

一 日本國内[illegible]並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 金拾三錢
二 [illegible]亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する[illegible] 六拾錢
三 [illegible]亞米利加、英領加奈陀、布哇諸島 金三拾錢
四 [illegible]を經て郵送する[illegible]太平洋諸島、[illegible] 金六拾五錢
五 [illegible] 金貳拾五錢

●注意 本社直接郵送の新報に限り前記一定の遞送料を申受け居れども[illegible]市内は十二面迄は郵税五厘、十六面以上廿四面迄は郵税一錢を要するを以て購讀者にして新報を他に郵送せらるゝ場合は此に注意ありたし

時事新報廣告料（前金）

五號活字廿四字詰	二回以下	三回以上
一行ニ付	二拾錢	拾九錢

●前金 一旦受取りたる前金は凡て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

●見本 時事新報見本は御申越次第無料呈す

社説

行政整理

前日政府が國民に約束したる行政整理の模樣は如何と云ふに委員は夫れ〳〵調査に着手して既に幾度も會議したれども故障百出して事は更に進歩せず右せんとすれば云々の事情ありて動す可らず左せんとすれば此繩張の內には入る可らずとて拒絶せられ殆んど八方塞りの有樣にして何事も捗明かず此分にては年內に改革の實を見んこと覺束なしとて政府黨の中にも物論を生じ前日特に會議を開て此事に付協議したりと云ふ蓋し大に行政を改革せんとすれば自から多數官吏の利害に觸るゝが故に苦情多きは當然にして強て其苦情を犯さんとすれば或は部內に大波瀾を引起すの虞なきにあらざれども既に公然約束したる以上は今更ら躊躇の場合に非ず思切て斷行するの外なかる可し今の當局者が嘗て民間に在りしとき種々大言壯語して時の當局者を非難し若し我をして局に當らしめなば外交は斯くの如くにして內治は云々す可しと暗に約束したる所少なからざれども政府が政權を爭ふに當りては人望を收むるに急にして自から實行す可らずと思ふことまでも公言するの常なれば我輩は一々當時の言論を指へ來て今日に實行を迫るものに非ず世人も亦一時の放言として看過することある可しと雖も既に其職に就きたる時に於て公然宣言したる所の事は依て以て政府の信を繫ぐ所以のものなれば假令ひ何程の困難あるも其困難は初めより覺悟したる筈にして今更ら責を免かる可らず此場合に至りて種々の口實を設るも非難は却てますく〳〵甚だしかる可し既に宮內大臣事件に於て言論自由の約束を忘ふしたるが爲め味方の政黨員よりは不信として攻撃せられ識者よりは[illegible]として笑はれたる上に今又行政改革の困難に[illegible]遷延するみとあらば無氣力として[illegible]政府は恰も孤立して進も[illegible]可らず進んで斷行すれば多少の危險はあるにもせよ又面目を新にして大に人望を得るの望あり退て約を食ふすれば到底立行く可らずと云ふ利害の存する所明白にして復た爭ふ可らざるが如し且又政府の壽命には自から限りあるものにして長きも三五年の上に出でず甲進んでは乙退き乙起りては甲倒れ恰も走馬燈の如く順々に巡環するものなれば進退起伏は深く意に介するに足らず只人心を收めて屢々舞臺に上るの心掛こそ肝要なれ其在職の時に於て果斷決行用ふ可きの腕前あるを示せば假令ひ一朝蹉跌して落路の人となるも其地位を回復するみと容易にして再び顚くも三たび起ち結局職に在ること最も長くして其功名最も大なる可きに反し若しも左盻右顧只管壽命の長からんみとを祈れば遂に一事を斷ずる能はず一たび倒るれば復た起つ可らずして政治上に於ては亡き人の數に入る可し殊に今の內閣は當初の意氣甚だ壯にして世人の之に向て期する所も亦大なりしに今日に至るまで未だ目覺しき事蹟もなき折柄たま〳〵言論自由の宣言に關らずも故障を生じて世人をして聊か疑を懷かしめたる上に引續き行政整理も果敢〳〵しく進歩せず當分望なしとて味方の間にさへ物論を生ずる樣にては自から前途の心配なき能はず差當り別に腕前を示す可き問題もなきが如くなれば先づ約束の如く行政を根本より改革して將に倦まんとする今の人心を新にせんみと目下の急なる可し

○勅令

朕痘苗製造所ニ於テ隨意契約ニ依リ犢牛ノ購入ヲ爲スノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十九年十一月三十日 內務大臣 伯爵樺山資紀

勅令第三百七十三號

東京及大阪痘苗製造所ニ於テ痘苗製造ニ要スル犢牛ノ購入ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

○省令

陸軍省令第二十四號

陸軍召集條例施行細則左之通定ム

明治二十九年十二月一日 陸軍大臣 子爵高島鞆之助

陸軍召集條例施行細則

第一編 充員召集
第一章 總則
第二章 充員召集準備
第一款 師團司令部ノ行務　第二款 諸部隊ノ行務
第三款 聯隊區司令部ノ行務　第四款 府縣廳ノ行務
第五款 郡市役所ノ行務　第六款 町村役場ノ行務
第七款 憲兵及警察官吏ノ行務
第三章 充員召集實施
第一款 師團司令部ノ行務　第二款 諸部隊ノ行務
第三款 聯隊區司令部ノ行務　第四款 府縣廳ノ行務
第五款 郡市役所ノ行務　第六款 町村役場ノ行務
第七款 憲兵及警察官吏ノ行務
第四章 充員召集準備ノ[illegible]
第二編 國民兵召集
第五章 總則
第六章 國民兵召集準備
第一款 師團司令部ノ行務　第二款 聯隊區司令部ノ行務
第三款 府縣廳ノ行務　第四款 郡市役所ノ行務
第五款 町村役場ノ行務　第六款 憲兵及警察官吏ノ行務
第七章 國民兵召集實施
第一款 師團司令部ノ行務　第二款 聯隊區司令部ノ行務
第三款 地方官廳及公署ノ行務　第四款 憲兵及警察官吏ノ行務
第三編 臨時召集
第八章 臨時召集準備
第一款 師團司令部及官衙公署ノ行務
第九章 臨時召集實施
第一款 師團司令部、聯隊區司令部、警備隊司令部及諸部隊ノ行務
第二款 郡市役所、町村役場ノ行務
第四編 [illegible]召集
第十章 [illegible]召集準備
第一款 師團司令部及官衙公署ノ行務
第十一章 [illegible]召集實施
第一款 師團司令部、聯隊區司令部、警備隊司令部及諸部隊ノ行務
第二款 郡市役所、町村役場ノ行務
第五編 補缺召集
第十二章 補缺召集實施
第一款 師團司令部及官衙公署ノ行務
第六編 簡閲點呼
第十三章 總則
第十四章 簡閲點呼實施
第一款 師團司令部、聯隊區司令部、警備隊司令部及簡閲點呼執行官ノ行務
第七編 雜則

陸軍召集條例施行細則

第一編 充員召集

第一章 總則

第一條 條例第二條第二項ノ召集區外ニ召集スルトハ應召員本籍所在ノ召集區ヲ管轄セサル師團長ノ動員計畫主管ニ係ル部隊ニ召集スルヲ謂フ

第二條 條例中到着地トアルハ應召員ヲ編入スヘキ部隊ノ所在地及集合場ヲ設クル地ヲ謂フ但集合場ハ[illegible]其ノ他ニ於テ師團長必要ト認ムルトキ應召員ノ編入部隊ニ到ル途中便宜ノ地ニ特設スルモノトス

第三條 條例第二十五條第二項ノ召集事務所ハ應召員ノ到着地ニ設クルモノトス

第四條 條例第二十五條第二項ノ充員交付官ハ步兵聯隊ノ爲メニハ[illegible]聯隊區ノ副官一名、書記二名、應召員ヲ出スヘキ他ノ聯隊區ノ書記一名宛其ノ他ノ部隊ノ爲メニハ應召員ヲ出スヘキ聯隊區ノ副官若クハ書記一名宛ヲ出シ之ニ充ツルヲ例トス此ノ交付事務ヲ[illegible]應召員僅少ナルトキハ他ノ聯隊區司令部ヨリ出ル充員交付官ヲシテ交付事務ヲ兼子シムルコトヲ得

第五條 諸部隊ハ要員ヲ充足シタル在郷軍人及第一補充兵ノ過剩員ハ之ヲ待命員ト爲シ別ニ召集準備ヲ爲スヘシ

第六條 將校佐官、同相當官、尉官、同相當官、准士官ヲ除キ下同シ第一補充兵ニシテ教育ヲ受ケサル者及第二補充兵ハ第二條ノ集合場ヲ設クル場合ニ於テモ直ニ編入部隊所在地ニ到着セシムルモノトス

第七條 充員召集實施ニ方リ充員召集令及召集[illegible]ニ際ル遲延ハ[illegible]

第八條 前條ノ電信ヲ受領シタル者ハ其ノ電信ノ全文ヲ揭ケ之ヲ[illegible]タル官ヲ附記シ至急[illegible]ヲ以テ返信スヘシ

第九條 充員召集實施ニ際ル文書ノ發送ニハ召集用封筒(第一樣式)ヲ用井文書ノ番號、發信時刻ヲ記入シ之ヲ受領シタル者ハ其ノ受領時刻ヲ記入シ受領[illegible]ニ捺印ノ上返付スヘシ其ノ本人ニ代テ受領シタル者ハ自己ノ氏名ヲ附記スルモノトス

第十條 召集事務ニ關スル諸部隊官衙及公署ノ往復書類ハ動ノ字ヲ冠シ之ニ番號ヲ附スルモノトス

第十一條 軍事[illegible]ノ郵便及鐵道用旅舍ノ標旗[illegible]ハ充員完結ノ通達アルトキハ之ヲ撤去スヘシ

第十二條 地方長官、警視總監、憲兵司令官、憲兵隊長[illegible]第七條ノ檢查ヲ爲シタルトキハ其ノ狀況ヲ師團長ニ通報シ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第十三條 第七師團ノ充員召集事務ニ關シテハ[illegible]聯隊區司令官本條ニ[illegible]シ適宜其ノ方法ヲ規定スヘシ

但シ[illegible]司令官ハ[illegible]ノ認可ヲ請クヘシ

第二章 充員召集準備

第一款 師團司令部ノ行務

第十四條 師團長ハ[illegible]ヨリ特設部隊等他部隊ノ要員ニ充ツヘキ現役者ヲ定メ十一月三十日迄ニ[illegible]ニ達スヘシ

第十五條 師團長ハ[illegible]ヨリ充足要員[illegible]司令官ヨリ在郷將校名簿、在郷下士兵卒(輜卒、職工ヲ包含ス、以下同シ)補充兵[illegible]ヲ受領スルトキハ之ニ若キ[illegible]ノ召集要員ヲ各聯隊區ニ配當シ將校ニ在テハ將校[illegible]下士兵卒補充兵ニ在テハ充員召集要員ニ充ツヘカラサル者ト共ニ一月十五日迄ニ之ヲ聯隊區司令官ニ通スヘシ但第二補充兵ノ配當ハ其ノ兵種毎ニ召集スヘキ地方[illegible]ニ於ケル總員ヲ率トシ比例ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

[illegible]師團長ハ召集區外ニ召集スヘキ者ニ際ル在郷將校之等、在郷下士兵卒[illegible]一月十五日迄ニ[illegible]

第十六條 師團長ハ[illegible]

[illegible]

第十七條 [illegible]

第十八條 [illegible]

第十九條 [illegible]

第二十條 [illegible]

第二十一條 [illegible]

第二十二條 [illegible]

第二十三條 [illegible]